
今月のテーマ **中小企業倒産防止共済制度**

今回は中小企業倒産防止共済制度についてご紹介いたします。同制度は、取引先の倒産による経営悪化や連鎖倒産を防止するため共済金の貸付を行うもので、中小企業者の安定した経営を図ることを目的としたものです。この共済掛金を活用することで決算間際の節税対策の選択肢を増やす方法をご紹介します。

1. 制度の紹介

(1) 加入条件

1年以上事業を行っている会社または個人事業主で、業種別に定められた一定の条件を満たすことで加入資格が得られます。ただし、医療法人やNPO法人、外国法人など一定の法人や組合は条件を満たしていても加入することができませんし、加入資格があっても税金の滞納があるなどで加入できない場合もあります。

(2) 共済掛金

掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲で5,000円刻みに任意で設定することができ、設定した掛金月額は、800万円に達するまで積み立てることができます。また、前納制度や掛止め制度を利用することで資金繰りに負担をかけない方法を選ぶことができます。

(3) 共済金の貸付

一定の条件を満たすことで、積立済み掛金総額の10倍または回収不能売掛債権額のいずれか少ない額の範囲内で貸付けを受けることができます。この貸付は無利子で行われますが、貸付額の10分の1相当額が積立済みの掛金から控除されます。共済金の貸付のほか、急場の資金需要が起きた際に利用することができる一時貸付制度もあります。

(4) 解約手当金

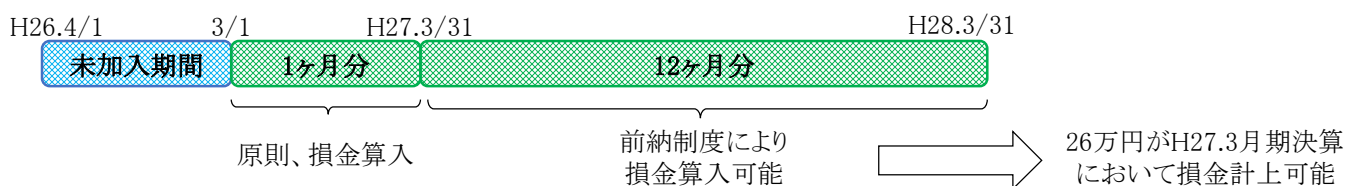
共済契約を解約した場合、掛金の納付月数に応じて解約手当金が支払われます。納付月数が40ヶ月以上であれば積立てた全額が戻ってくることになります。なお、戻ってきた金額は法人の益金、個人事業主の収入として取り扱われます。

2. 節税の具体例

共済掛金は、申告時に所定の明細書を添付することで、納付した全額を費用とすることが認められています。ただし、不動産所得しかない個人事業の場合、必要経費にはなりません。また掛金の納付方法にいくつか種類があり、これらを利用することで節税に役立てることができます。

(1) 前納制度を利用

掛金は800万円の限度額に達するまでの金額を任意に前納することができます。3月決算法人が掛金月額20,000円で3月から加入した場合、何もしなければ1ヶ月分の掛金が損金になります。仮にこの法人が黒字決算であと少し費用が欲しいと思った時に翌期分の掛金を前納すれば合計13ヶ月相当の掛金が損金として認められます。



(2) 前納制度の特色を利用

この前納制度は対象とした前納期間が終了した時点で再度手続きを行わないと適用されません。言い方を変えれば手元資金に余裕がなければ無理に前納する必要はありませんし、業績に応じて損金計上額を調整することができます。

上記2(1)で例にした法人について、H28.3月期が大幅な黒字となれば翌期分を前納することとし、計画より低調な決算であればH29.4月以降の掛金を毎月納付とすることができます。